

社会福祉法人令和ふくし会

デイサービスセンターひなた運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人令和ふくし会が開設する、介護保険による指定地域密着型通所介護事業及び第一号通所事業を実施するにあたり、必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、及び食事の提供、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営方針)

- 第3条 本事業において提供する指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示、秋田市条例等の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の要介護(要支援等)状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症状等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
 - 3 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、地域密着型通所介護計画及び第一号通所事業計画(以下「介護計画」という。)を作成し、その計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとする。
 - 4 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 5 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 - 6 事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| 一 名 称 | デイサービスセンターひなた |
| 二 所 在 地 | 秋田市土崎港中央三丁目4-39 |

(利用定員)

第5条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業の利用定員は、1日あたり合計18名を定員とする。

(営業日)

第6条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業の営業日は、毎週月曜日から金曜日(祝日も営業)までとし、土日及び12月31日～1月3日を休日とする。

(営業時間)

第7条 指定地域密着型通所介護事業及び第一号通所事業の営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。サービス提供時間は午前9時20分から午後4時30分までとする。

(従業員の員数)

第8条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業を実施するため、次の職員を置く。

- | | |
|-----------------------------|------|
| 一 管理者 | 1人 |
| 職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる。 | |
| 二 生活相談員 | 1人以上 |
| 利用者の生活相談及び介護計画の作成にあたる。 | |
| 三 看護職員 | 1人以上 |
| 利用者の看護にあたる。ただし機能訓練指導員と兼務する。 | |
| 四 介護職員 | 3人以上 |
| 利用者の介護・介助にあたる。 | |
| 五 機能訓練指導員 | 1人以上 |
| 利用者の機能訓練にあたる。ただし看護師と兼務する。 | |
| 六 運転手 | 1人以上 |
| 利用者の送迎車両の運転を行う。 | |

(指定地域密着通所介護及び第一号通所事業の内容)

第9条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、常に利用者の家族との連携を図りながら、次のサービスの提供を行うものとする。

- 1 送迎。
- 2 主治医の意見等を参考にした健康チェック。
- 3 栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事の提供。
- 4 入浴。
- 5 排泄の自立について必要な援助。

- 6 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- 7 レクリエーション、本人の意向による趣味活動、学習活動の支援。
- 8 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応ずるとともに、必要な助言、その他援助。
- 9 その他、利用者の生活向上のための必要な援助。

(介護計画の作成)

- 第10条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業のサービスの開始に際し、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターからの、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）に基づき、また利用者の心身の状況や、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該介護計画の内容を説明し同意を得た上で、利用者及び家族にその介護計画を交付する。
 - 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行う。

(利用料の受領)

- 第11条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準または市長が定める額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準または市長が定める額により算定した費用との額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 食事代 650円
 - 二 おやつ代 100円
 - 三 おむつ代 ・紙パンツ1枚 100円 ・紙パット1枚 50円
※使用された紙パンツや紙パットは、ご自宅で使用されているものでの同枚数返却でも構いません。
 - 四 その他 上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など【具体例：レクリエーション材料費】）について、費用の実費をいただきます。
 - 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
 - 5 上記利用料に関する具体的な額は、【別紙1・2利用料金表】を提示する。

(通常の事業実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、秋田市とする。

(利用申込)

第13条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業サービスの提供の開始に際し、予め利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。新たな利用者については、心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(身元引受人)

第14条 利用が決定したものは、成年者で独立の生計を営むものを身元引受人に定め、別に定める契約書により、利用者と連名で事業者と契約を締結するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

- 2 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立ち合いのもとで使用すること。

(禁止行為)

第16条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与えこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第17条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとする。

- 2 管理者は非常災害に備え、施設に防火管理者を置く。防火管理者は消防計画を策定し、その計画に基づき、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出等の総合防災訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第18条 従業者は、正当な理由なく、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさないものとする。

- 2 従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 従業者は管理者に対し、秘密保持を遵守する旨の誓約書に署名・捺印の上提出しなければならない。秘密漏洩が発生した場合、事業者は従業者に対し必要な措置を講ずる。
- 4 サービス担当者会議等において課題分析情報を通じて利用者の個人情報介護支援専門員や他のサービス事業者と共有するためには、あらかじめ利用者、家族より文書により同意を得なくてはならない。
- 5 個人情報の取り扱い等については、個人情報保護法ならびに関係法令等において定められたことを遵守し、その詳細な内容については別に定め、取り扱いについては本人、家族より書面にて同意を得ることとする。

(緊急時における対応方法)

第19条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医や救急隊、家族、身元引受人等へ連絡をいたします。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対する指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業サービスの提供により事故が発生した場合は、秋田市、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。事故発生時は事故対応マニュアルに沿って対応し、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その記録は2年間保存するものとする。

- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする。また事業者は賠償能力を有し、速やかに賠償を行うため損害賠償保険に加入する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第21条 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止・身体拘束廃止委員会」を組成し、委員会を定期的を開催する。なお、本委員会の責任者は管理者、担当者は生活

相談員とします。

- 2 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備して、従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する。
- 3 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告・相談するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。
- 4 利用者に対する身体拘束及びそれに類する行為を行うことは、これを原則禁止とする。ただし、利用者自身及び他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体拘束等を行う場合は、あらかじめ家族に連絡、同意を得た上で行うものとするが、この場合においても継続的に行われるのではなく、期間を設定し行うものとする。これらにかかる手続きについては別に定める身体拘束適正化の規程によるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第22条 利用者に対する身体拘束及びそれに類する行為を行うことは、これを原則禁止とする。ただし、利用者自身及び他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体拘束等を行う場合は、あらかじめ家族に連絡、同意を得た上で行うものとするが、この場合においても継続的に行われるのではなく、期間を設定し行うものとする。これらにかかる手続きについては別に定める身体拘束に係る規程によるものとする。身体拘束を行うに当たっては管理者の権限によるものとし、現場職員の判断で行うことを禁止する。
- 2 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、担当者を設置し指針を整備して必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施する。
 - 3 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

- 第23条 居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）が作成されている利用者については、当該計画に沿った介護計画を作成し、サービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録)

- 第24条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業サービスを提供した際には、提供日及び内容等必要事項を利用者の介護計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 利用者が、正当な理由なく指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業の利用に関する指示に従わずに、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知するものとする。

(苦情処理)

第26条 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、当事業所は相談窓口を設置する。相談窓口は管理者及び生活相談員が担当し、苦情が出た場合は速やかに事実確認を行い、遅くとも1ヶ月以内に回答を行うこととする。

2 当事業所は苦情に対し、客観性の確保と苦情の密室化に防止、また事業所の事業運営の質の向上を目的に、苦情相談に対する第三者委員を設置する。第三者委員会は苦情を受けた場合、適切な苦情処理を行います。

3 提供したサービスに関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め、又は当該市町村からの質問や照会に応ずるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

4 利用者からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会等が行う調査に協力するものとする。自ら提供した指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業サービスに関して市町村及び国民健康保険団体連合会等から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理)

第27条 施設において使用する備品等は清潔に保存し、常に衛生管理に十分留意すると共に医薬品・医療用具の管理を適切に行うものとする。

2 感染症の発生、蔓延を防ぐために感染予防マニュアルを作成し、必要な措置を講ずるものとする。

(地域との連携等)

第28条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 当事業所が行う指定地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る事を目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は、市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。

- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

第29条 事業所は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

3 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設ける。

(その他)

第30条 この規程に定める事項のほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年8月1日より施行する。

この規程は、平成17年10月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規定は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年10月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する

この規定は、平成30年1月10日より施行する

この規定は、平成30年5月9日より施行する。

この規定は、平成30年8月1日より施行する。

この規定は、令和5年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

この規定は、令和7年11月1日より施行する。